

環水大総発第1610211号
平成28年10月21日

各県除染担当部（局）長 殿

環境省水・大気環境局
放射性物質汚染対策担当参事官
(公 印 省 略)

除染等の措置に伴い生じた除去土壌等の保管場所に係る
留意事項の周知について（依頼）

平素から放射線量の低減対策に御理解、御協力いただき感謝申し上げます。

除染等の措置に伴い生じた除去土壌等の保管については、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成23年8月30日法律第110号。以下「法」という。）第39条において、除去土壌等の保管に関する台帳を作成・管理することとされています。また、同法施行規則第53条において、当該台帳は、帳簿及び除去土壌等の保管場所を明らかにした図面をもって作成するものとされており、これに基づいて除去土壌等の適正な保管を実施いただいているところです。

今般、福島県内において、除去土壌等の保管場所を明らかにした図面を確認せず、市町村が土地所有者に配布した放射線モニタリングの測定地点を知らせるための略図の情報をもとに住宅を新築した結果、敷地内の地下に埋設して保管されていた除去土壌の直上に住宅が建てられるという事案が発生しました。

こうした事態を防止するため、環境省としては、除去土壌等が住宅敷地内等の地下に保管されている土地の所有者、宅地建物取引業者等（以下「土地所有者等」という。）に対して、法第39条第6項に基づき保管場所を明らかにした図面の閲覧ができる旨の周知を図り、除去土壌等の保管場所を適切に把握させることが重要であると考えております。

つきましては、貴管内の関係市町村に対し、以下のことについて周知いただくようお願いいたします。

- ・ 除去土壌等の保管場所に係る情報について、保管台帳を作成し、これを適切に管理すること
- ・ 各市町村の担当部局において、当該保管場所の確認ができることについて、土地所有者等に周知すること
- ・ 必要に応じて、当該保管場所に係る土地所有者等による現地確認等に協力すること

以上